

**令和4年度
「公の施設の使用料算定基準」改定のあらまし**

令和5年3月作成

岐阜市 財政部 行財政改革課

(1) 公の施設の使用料算定基準について

公の施設^{*1}の使用料^{*2}は、施設を利用する方からサービスの対価として徴収する市の歳入であり、施設の維持管理に要する費用等に充てられている。

本基準策定以前、本市では使用料の算定方式や見直し時期を定めた統一的なルールが無く、他都市や近隣の類似施設を参考に使用料を設定していた。しかし、**受益と負担の公平化**の観点から市民の皆様の理解を得られる合理的な料金設定とするために**本市としての統一的な基準**を設ける必要があったことから、岐阜市行政改革推進会議（当時）の意見を参考に平成 21 年 10 月に「公の施設の使用料算定基準」を策定した。

【基準（策定時）の概要】

- ・使用料の考え方に「**原価 × 受益者負担割合**」を導入
- ・原価は発生主義^{*3}の考え方にに基づき、**建物減価償却費**や**退職給与引当金繰入等**のような**その年度に現金として支出していない費用も含める**（=**フルコスト原価**）
- ・受益者負担割合は 市場性 4 段階 × 必需性 4 段階 の **16 分割マトリクス**により設定

*1 公の施設

普通地方公共団体は、**住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設**（これを公の施設という。）を設けるものとする。【地方自治法第 244 条】

*2 使用料

- ・普通地方公共団体は、(中略) **公の施設の利用につき使用料を徴収することができる**。【地方自治法第 225 条】
- ・使用料は、その行政財産又は**公の施設の維持管理費又は減価償却費に充てられるべきもの**で公営企業を除く一般の公共用財産は収益を目的とするものではないから、当該財産又は公の施設につき必要とする経費を賄うに足ることをもって限度とすると考えるべきであろう。【地方自治法逐条解説より抜粋】

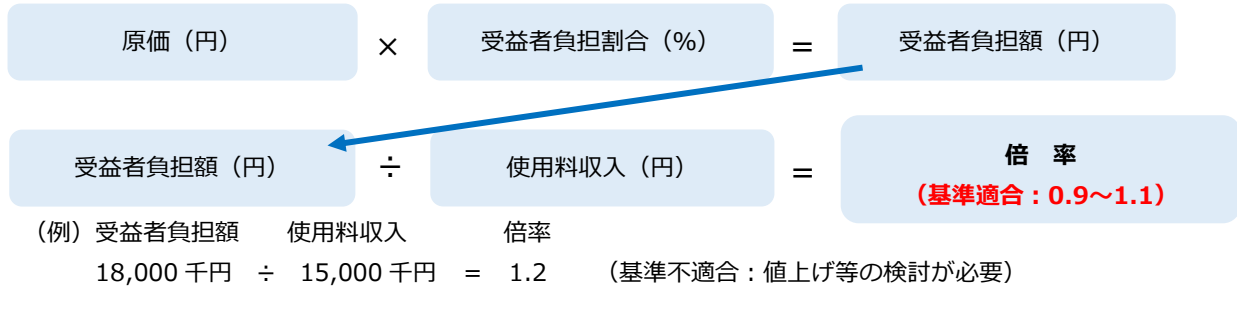
*3 発生主義

費用を現金の移動でなく、取引が発生した事実により計上する考え方（⇔対義語：現金主義）

(2) 基準策定後の取り組み

基準策定後、新たに使用料を設定する施設は本基準に基づいて設定（近隣類似施設との調整あり）し、既存施設は毎年「コスト（原価）調査」を実施し、倍率^{*4}が基準不適合の施設は使用料の見直し検討を実施してきた。

*4 倍率の考え方



(3) 現状と課題

基準策定から10年以上が経過し、2つの課題が発生している。

① 既存施設の倍率乖離

コスト調査の結果、倍率が基準不適合となる施設が多数発生している。

例えば、令和3年度実施の調査では受益者負担割合 0%を除く 82 施設（95%）が基準不適合となり、値上げ等の検討が必要となった。

【参考】令和3年度実施 コスト調査結果

所管部	代表施設	①+② 対象 施設数	① 基準適合		② 基準不適合
			うち受益者負担 0%の施設		
ぎふ魅力づくり推進部	岐阜城、国際会議場	32	-	-	32
経済部	サンライフ岐阜	7	2	1	5
市民生活部	斎苑、墓地	3	1	-	2
福祉部	三田洞神仏温泉	13	12	12	1
子ども未来部	ドリームシアター	27	27	26	-
保健衛生部	健康ステーション	2	2	2	-
環境部	リフレ芥見、プラザ掛洞	3	1	1	2
まちづくり推進部	中山道加納宿 まちづくり交流センター	6	-	-	6
都市建設部	公園、自動車駐車場	20	5	5	15
基盤整備部	自転車駐車場	4	-	-	4
市民協働推進部	メディアコスモス	26	13	12	13
教育委員会事務局	科学館、青少年会館	7	5	5	2
合計		150	68	64	82

②性質別受益者負担割合（16分割マトリクス）運用上の課題

16分割マトリクスとは、使用料の設定にあたり、かかるコスト（原価）のうち施設利用者が負担する割合を施設ごとに定めた表のことを指す。16分割マトリクスの特徴として、受益者負担割合の細かな設定は可能であるものの、**市場性4段階と必需性4段階の細かな違いを説明することが困難**で、施設利用者にとっても分かりにくいマトリクスとなっている点が課題であった。

【参考】基準策定時の16分割マトリクス

非市場的		公共性 強			
		A	50%	30%	10%
↑ 市場性 ↓	B	70%	50%	30%	10%
	C	90%	70%	50%	30%
	D	100%	90%	70%	50%
市場的		IV	III	II	I
公共性 弱		選択的	← 必需性 →		必需的 (基礎的)

四隅の配置理由は説明し易いが、
（縦軸）市場性 B・C や
（横軸）必需性 II・III の
細かな違いは説明しづらい

【まとめ】

人口減少・少子高齢化の進展による今後の厳しい財政状況を考えると、**市全体の使用料見直し^{*5}に着手する必要がある**。しかし、大幅な使用料値上げは施設利用者の理解が得られず、利用者数の減少にも繋がりにくい。

そこで、施設利用者をはじめ市民の皆様の理解を得られる**適正な使用料の設定（改定）**に向け、策定から10年以上が経過した「**公の施設の使用料算定基準**」の改定を実施することとなった。

*5 使用料見直しの根拠

「**岐阜市公共施設等総合管理計画**」：公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本的方針（H29.3 策定）

↳ **マネジメントの基本方針**（2017～2026年）

↳ **基本方針2 総合的な資産経営**

↳ **取組方針2-③：受益者負担の適正化**

公共として提供すべきサービス水準を検討し、

使用料の見直しを含めた適正な受益者負担のあり方を検討します。

(4) 基準改定に向けた取り組み

基準改定に向け、公の施設の所管部代表で構成される「岐阜市使用料基準検討チーム会議」を令和4年度に3回開催し、また、外部有識者のみで構成される「岐阜市行財政改革推進会議」において、令和3年度から4年度にかけて計4回の審議を行った。その後、同会議での審議結果を踏まえ基準改定の方向性を定め、「岐阜市公共施設等マネジメント推進委員会」にて庁内合意を得た。

(5) 改定のポイント

基準改定のポイントは大きく分けて以下の2点である。

①原価の考え方の変更

フルコスト原価 → ランニングコスト原価

→ 「適正な使用料」での使用料改定に向け、これまで原価に算入していた

建物減価償却費^{*6}及び**退職給与引当金繰入等**^{*7}を原価の算入対象外とする

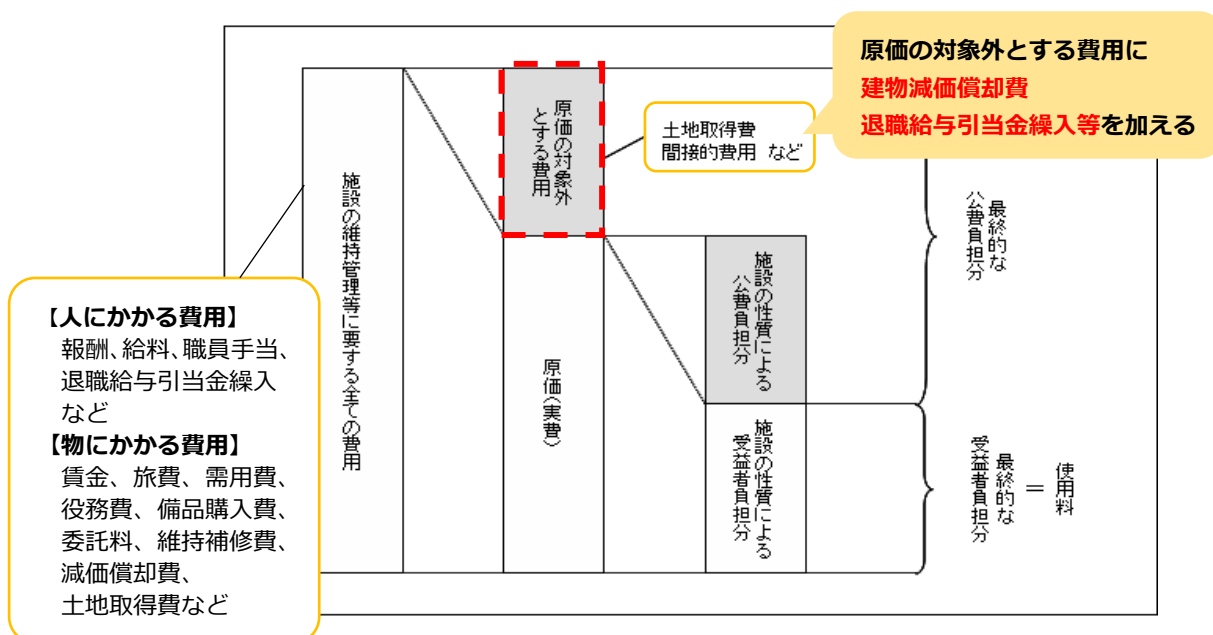
*6 建物減価償却費を原価の算入対象外とする理由

公の施設は、市の施策としてそれぞれの行政目的をもって建設されたものであり、市民全体の財産である。例えば、各施設にかかる減価償却費は、全ての世代の市民の利用の機会を提供するための費用であり、施設利用者だけに負担を強いるべきではないため

*7 退職給与引当金繰入等を原価の算入対象外とする理由

恩給的な性質が強く、施設の維持管理やサービスの提供に直接要する費用とはいえないため

【参考】基準策定時の受益者負担割合のイメージ

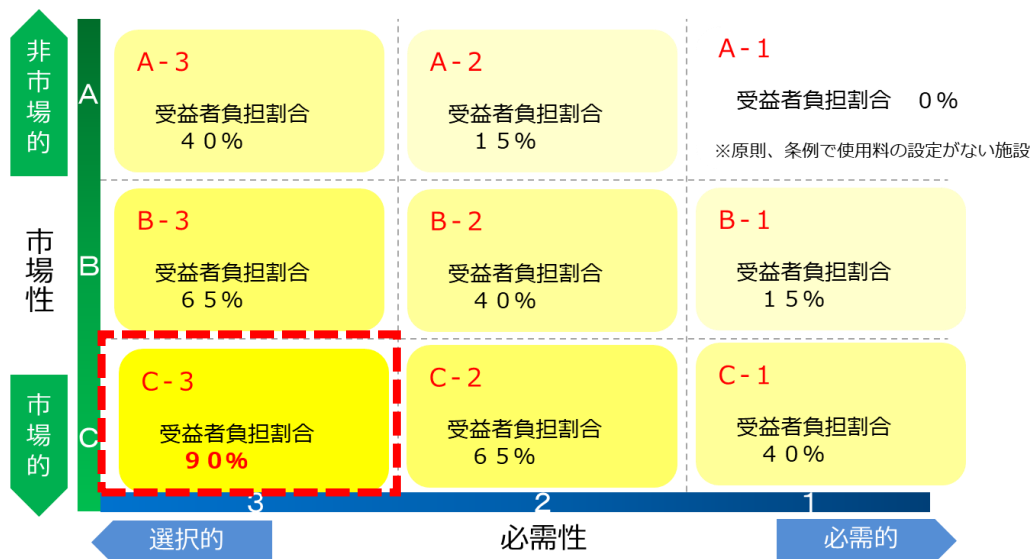


②性質別受益者負担割合の変更

16分割マトリクス → 9分割マトリクス

→施設利用者にとって分かりやすく、かつ適正な使用料改定が可能な9分割マトリクスに変更するとともに、各施設がマトリクス上のどこに配置されるべきかをゼロベースで検討する「マトリクス再配置」を実施した。

【参考】新たな9分割マトリクス



◆ 9分割マトリクスの特徴

(ア) 「C-3」の受益者負担割合を従来の100%から90%^{*8}とする

*8 「C-3」を90%とする理由

公の施設は、市が住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設置（地方自治法第244条）しており、公営企業を除く一般の公共用財産は民間施設のような収益を目的とするものではない。

⇒「C-3」に位置する施設について、かかるコストを全て（100%）受益者に負担していただくのではなく、**10%分は市が負担**するという考え方

(イ) (ア)の「C-3」90%を基準とし、縦・横で隣接するコマ間の割合を

25%刻みとする

（受益者負担割合0%の「A-1」を除く）

(6) 基準（改定版）の適用等

令和5年度以降、使用料の新規設定やコスト調査は改定後の基準を適用し実施する。

なお、**実際の使用料改定**は新型コロナウイルス感染症からの回復状況等をみながら、

適切な時期に実施予定。